

長崎市男女共同参画計画における計画期間の変更について

長崎市においては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、長崎市男女共同参画推進条例に基づき、長崎市男女共同参画計画を策定し、「一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現」に向けて事業を推進しています。

また、現在の第2次長崎市男女共同参画計画は、上位計画である第四次長崎市総合計画の基本施策のなかで、男女共同参画社会の形成を推進するための基本的な取組と施策の方向を具体的に示しています。

しかしながら、長崎市総合計画については、新型コロナウイルス感染症による影響等を総合的に勘案し、現計画及び次期計画期間を変更したことから、整合性を図るために、長崎市男女共同参画計画も変更することとなりました。概要は次のとおりです。

【計画期間の変更】

	変更前	変更後
第2次長崎市 男女共同参画計画 (現計画)	平成23年度～令和2年度 (前期行動計画) 平成23年度～平成27年度 (後期行動計画) 平成28年度～令和2年度	平成23年度～ 令和3年度 (前期行動計画) 平成23年度～平成27年度 (後期行動計画) 平成28年度～ 令和3年度
第3次長崎市 男女共同参画計画 (次期計画)	令和3年度～令和12年度 (前期行動計画) 令和3年度～令和7年度 (後期行動計画) 令和8年度～令和12年度	令和4年度 ～令和12年度 (前期行動計画) 令和4年度 ～令和7年度 (後期行動計画) 令和8年度～令和12年度

※変更内容は、総合計画の変更内容と同じです。

